

旅館業の手引き

法令等の略称

旅館業法：法

旅館業法施行令：令

旅館業法施行規則：省

目黒区旅館業法施行条例：条

目黒区旅館業法施行条例施行規則：規

(略称の後ろの数字は、条文番号を記載したものです)

令和5年2月改訂

目黒区保健所生活衛生課環境衛生係

電話番号 03-5722-9502

旅館業法の目的

旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

旅館業法の許可が必要な施設とは

旅館業法の許可が必要な施設かどうかは、以下の内容で判断されます。企業の研修所であっても以下の条件に該当する場合は旅館業法に基づく許可が必要となりますので保健所に相談してください。

1. 宿泊料を受けていること。(法 2)
宿泊料と言う名目で、受けている場合はもちろんのこと、宿泊料として受けていなくても、電気・水道等の使用料の名目も事実上の宿泊料と考えられるので該当します。
2. 寝具を使用して施設を利用すること。(法 2)
寝具は宿泊者が持ち込んでも該当します。
3. 施設の管理・運営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任者が営業者にあるものと社会通念上認められること。
 - (1) 厚生省生活衛生局指導課長通知 昭和 61 年 3 月 31 日衛指第 44 号「下宿営業の範囲について」
 - (2) 宿泊者が簡易な清掃を行っていても、施設の維持管理において、営業者が行う清掃が不可欠となっている場合も、維持管理責任が、営業者にあると考えます。
4. 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則としているものであること
厚生省生活衛生局指導課長通知 昭和 61 年 3 月 31 日衛指第 44 号「下宿営業の範囲について」

人を宿泊させる営業とは

厚生省生活衛生局指導課長通知 昭和 61 年 3 月 31 日衛指第 44 号「下宿営業の範囲について」から抜粋

1. 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること。
2. 施設を利用する宿泊者が、その宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として、営業しているものであること。

旅館業法では、営業者がその営業施設の構造設備についてのみならず、施設の管理面についても責任を負うことを前提としています。

このため、法第 4 条は、営業者に宿泊者の衛生に必要な措置を講じることを義務づけており、施設についての衛生上の維持管理は営業者が行うこととなっています。この点において、室内の管理が間借り人に全面的に委ねられている間貸し等と根本的に異なります。

旅館業の許可がとれる用途地域

用途地域は、さまざまな用途の建物が混在する無秩序な都市になるのを防ぐため、それぞれの地域に適した用途の建物を集めるとともに、地域にふさわしくない用途の建物を制限するものです。

現在、目黒区には第二種低層住居専用地域、準住居地域、工業地域、工業専用地域の指定はありません。

旅館業の許可がとれる用途地域は以下のとおりです。検討している施設の用途地域の詳細は、目黒区建築課又は都市計画課までお問い合わせください。

旅館業の許可がとれる用途地域	旅館業の許可のとれない用途地域
第一種住居地域(3000m ² 以下) 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 工業地域 工業専用地域

旅館業の種別

旅館・ホテル営業 (法 2-2)	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいいます。
簡易宿所営業 (法 2-3)	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいいます。 いわゆるカプセルホテルや山小屋など 1 つの客室を多数人で共用する場合はこれにあたります。
下宿営業 (法 2-4)	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいいます。

主な営業種別の基準等

項目	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業
客室の床面積	<ul style="list-style-type: none"> 1 客室の床面積 7m² 以上 (寝台を置く客室にあつては、9 m²) 以上であること。(令 1-1-1) 	<ul style="list-style-type: none"> 客室の延床面積は、33 m² 以上であること。(令 1-2-1) 宿泊者の数を 10 人未満とする場合には、3.3m² に当該宿泊者の数を乗じて得た面積とすること。(令 1-2-1) (多数人で共用しない客室を設けるときは、その客室の床面積を合計した面積は、各客室の合計床面積の 2 分の 1 未満とすること。)(条 9-1-5)
区画	客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸またはこれらに類するものを用いて区画すること(条 7-* -4-イ)	
玄関帳場等	<p>玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として以下のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。(省 4 の 3-* -1) 2. 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入り状況の確認を常時可能とする設備を備えていること。(省 4 の 3-* -2) 3. 次の事項を確認するための設備を備えていること。(規 10 の 2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっているか否か。(法 5-* -1) ・ 宿泊しようとする者が、とばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあるか否か。(法 5-* -2) ・ 宿泊施設に余裕がない状況であるか否か。(法 5-* -3) ・ 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるか否か。(条 5-* -1) ・ 宿泊者がほかの宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたか否か。(条 5-* -2) 	
浴室	入浴設備を有する。(近隣に浴場等入浴設備のない場合) (令 1-1-4、令 1-2-4)	
施設名称の掲示	営業施設には公衆の見やすい場所に施設の名称を掲げる。(条 6)	
洗面所・便所	洗面所並びに便所及び手洗い設備を有する。 (令 1-1-5、令 1-1-6、令 1-2-5、令 1-2-6)	

申請者の欠格事項

申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可されない場合があります。(法 3-2)

1. 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの(法 3-2-1)
「旅館業法第 3 条第 2 項第 1 号に規定する「厚生労働省令で定めるもの」は、「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする。(省 1 の 2)
2. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者(法 3-2-2)
3. 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者(法 3-2-3)
4. 旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者(法 3-2-4)
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者(法 3-2-5)
6. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が 1 から 5 のいずれかに該当するもの(法 3-2-6)
7. 法人であって、その業務を行う役員のうち、1 から 5 までのいずれかに該当する者があるもの(法 3-2-7)
8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者(法 3-2-8)

旅館の設置場所に関する意見照会について

許可の申請に係る施設の設置場所が、以下に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む)の周囲おおむね 100 メートルの区域内にある場合において、旅館の設置によって清純な施設環境が著しく害される恐れがないかどうかについて、保健所から下記施設を所管・監督する関係機関に対し、意見を照会します。(法 3-3、条 2)

法第 3 条第 3 項に該当する施設とは

1. 学校教育法第 1 条に規定する学校(大学を除く)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定子ども園(法 3-3-1)
2. 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く)(法 3-3-2)
3. 社会教育法第 2 条に規定する社会教育に関する施設(法 3-3-3)
4. 学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校で、その教育課程が 1 に規定する学校の教育課程に相当するもの(条 2-1-1)
5. 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館(条 2-1-2)

6. 告示指定施設

博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、区長が必要と認めて指定する施設(条 2-1-3)

旅館業許可までの手続き

事前相談	申請場所、構造設備について図面等をご持参の上、事前に相談ください。 なお、関係機関（建築課、消防署他）にもご相談ください。
申請手続き	許可申請には以下の書類等が必要です。 1. 旅館業営業許可申請書（施設・構造設備の概要）（法 3-1） 2. 当該営業施設を中心とした半径 300 メートル以内の住宅、道路及び学校等の見取り図(規 2-* -1) 3. 建物の配置図、各階平面図、正面図及び側面図並びに登記事項証明書(規 2-* -2) 4. 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図(規 2-* -3) 5. 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(規 2-* -4) 6. 申告書（法第 3 条第 2 項各号に該当することの有無）(省 1-1-6) 該当する際はその内容を記載する 7. 申請者が賃借人である場合は、賃貸人が旅館業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書類(規 2-* -5) 8. 申請者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が旅館業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書類(規 2-* -6) 9. 建物が 2 以上の区分所有者が存する建物が人の住居の用に供する専有部分のあるものである場合は、当該専有部分の用途に関する規約の写し(規 2-* -7) 10. 当該建物に規約がないとき又は規約に旅館業を営むことについての定めがないときは、管理組合に当該建物において旅館業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類(規 2-* -8) 11. 照明・給排水、機械換気設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにその構造の概要等(規 2) 12. 玄関帳場の代替設備を設ける場合は、その平面図、代替施設から 800 メートル以内であることを確認できる書類及び玄関帳場等に代替する機能を有する施設及び設備を確認できる書類(規 2) 13. 代替施設で宿泊者の出入状況を常時確認できる設備を証する書類(規 2) 14. 申請手数料(現金で納付) 旅館・ホテル営業 30,600 円 簡易宿所営業、下宿営業 16,500 円

施設の検査	施設が完成したら、保健所の職員が構造設備基準に適合しているかどうか等について検査を行います。
許可	書類審査及び施設の検査により基準に適合していることが確認されると保健所長により許可されます。 消防法令等その他の法令にも適合していることが必要です。 許可されるまでは、営業することはできません。

客室とは

「客室」とは、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所(客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等であって、床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く。)をいい、原則として壁、ふすま、板戸又はこれらに類するものを用いて区画されたものをいいます。

客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、地階に設けることはできません。また、窓のない客室は、作れません。

1. 定員

(1) 旅館・ホテル営業：1の客室の有効部分の面積 3m^2 について1人(条4-*6-ア)

(2) 簡易宿所営業：1の客室の有効部分の面積 1.5m^2 について1人(条4-*6-イ)

2. 合計床面積の算定方法

(1) 1客室の床面積(寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した床面積のことをいいます。(条7-*4-ア、条9-1-3、条10))

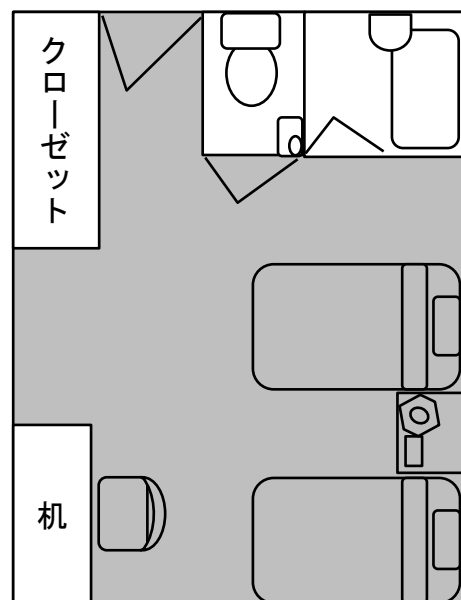
(2) 面積の算定に当たっては、建築で使用する壁芯のものとは異なり、内法で算定します。

3. 有効面積

1の客室の有効部分の面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計して算定した面積を言います。(条4-*6-ア)

通常人が立ち入らないクローゼット等の壁に作りつけた家具部分も除きます。また、浴室についても寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分に含みません。

建築図面の床面積とは算出方法が異なるので注意しましょう。
構造部分の床面積は、建築図面の床面積よりも少なくなっています。



居室の定義（建築基準法第 2 条第 4 号から抜粋）

居室とは居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

4. 階層式寝台を設ける場合(簡易宿所営業)

- (1) 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね 1 メートル以上であること。(令 1-2-2)
- (2) 階層式寝台とは、いわゆる汽車式寝台型式を指すこと。
- (3) 階層式寝台を設ける場合は、二層とすること。(条 9-1-4)
- (4) 階層式寝台(上段)の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないように手すりを設ける等適切に措置することが望ましい。
- (5) いわゆるカプセル型の寝台は、以下の要件を満たすものであること。
 - ア. 良好な空気環境を保つことができる構造であること。
 - イ. 適当な照明設備を有すること。
 - ウ. 就寝に支障が生じないよう適当な広さを有すること。
 - エ. その他階層式寝台を設ける場合の基準を満たす構造であること。

便所の設置について

旅館業法の便所の設置に関する規定は、以下のとおりです。

1. 適当な数の便所を設置すること。(令 1-1-6)
2. 便所は以下の基準によること。(条 7-9)
 - (1) **各階に設置し**、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。(条 7-*9-ア)
 - (2) 手洗い設備は、洗面所に係る基準に準じて設けること。
 - (3) 便所を付設していない客室を有するときは、宿泊者の利用しやすい位置に男子用及び女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。(条 7-*9-イ)
3. 手洗設備とは
手洗設備は基本的には、便所内に設置します。

共同便所について

1. 便所を付設していない客室を有する階に設置する共同便所は、宿泊者の利用のしやすい位置に宿泊者専用の共同便所を男女別に分けて設置する必要があります。(条 7-*9-イ、条 9-2、条 10-2)
2. 定員が 5 人以下の場合に設置される便器は、男女各 1 個以上となり、この場合男子用便所に設置される便器は、大小を兼ねた和式便器若しくは洋式便器 1 個でも支障ありません。
3. 男子用便所を複数設置する場合は、半分以上の便器を大小を兼ねた便器となります。
4. 簡易宿所営業における便器について
一客室のみの営業であっても、多数人での共用という利用形態から、男女別の共同便所が少なくともそれぞれ一箇所必要となります。

5. 便所を付設していない客室の合計定員が 30 人以下の場合、以下にあげる合計定員に応じて男女別に設置が必要となります。(規 11-* -1)

合計定員	数
5 人以下	2
6 人以上 10 人以下	3
11 人以上 15 人以下	4
16 人以上 20 人以下	5
21 人以上 25 人以下	6
26 人以上 30 人以下	7

- 宿泊定員に応じた数は、それぞれ表に定める数以上とする。この場合において、男子用及び女子用の便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。(規 11-* -1)
- 合計定員が 31 人以上 300 人以下の場合、30 人を超えて 10 人(10 人に満たない端数は 10 人とする)を増すごとに 1 を 7 に加算した数とする。(規 11-* -2)
- 合計定員が 301 人以上の場合、300 を超えて 20 人(20 人に満たない端数は 20 人とする)を増すごとに 1 を 34 に加算した数とする。(規 11-* -3)

従業員便所について

便所が客室内にしかない場合は、客用スペース以外の場所に従業員用便所を設置しなければなりません。(玄関帳場が代替施設の場合は、代替施設に従業員の常駐が必要であるため従業員用便所の設置が必要です。)

従業員用便所の設置については、従業員専用のものを設置します。共同便所がある場合は、宿泊者と従業員が共用することができます。

洗面設備について

宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。(令 1-1-5)

1. 共同洗面所を設ける場合、以下に定める数の給水栓を設置すること。
 - (1) 洗面設備を付設していない客室の合計定員について、5 人(5 人に満たない端数は、5 人とする。)につき 1 個の割合で算定した数とし、当該合計定員が 31 人以上の場合は、30 人を超えて 10 人(10 人に満たない端数は、10 人とする。)を増すごとに 1 を 6 に加算した数。(規 12)
 - (2) 共同洗面所の設置場所は、宿泊者の利用しやすい場所とする。
 - (3) 共同洗面所に共同洗面設備(2 給水栓以上を隣接して設け、ひとつの受水槽を共用するものをいう。)を設ける場合は、給水栓の間が適当な間隔を有していること。

玄関帳場(フロント)について

玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備とは以下のとおりです。

1. 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。(令 1-1-2)
2. 宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。(条 7-* -1、条 9-2)
3. 玄関帳場は以下のいずれにも該当する場合は代替施設でも可能です。
 - (1) 事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。(省 4 の 3-* -1)
 - (2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入り状況の確認を常時可能とする設備を備えていること。(省 4 の 3-* -2)
 - (3) 以下の事項を確認するための設備を備えているとき。(規 10 の 2)
 - ア. 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっているか否か。(法 5-* -1)
 - イ. 宿泊しようとする者が、とばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあるか否か。(法 5-* -2)
 - ウ. 宿泊施設に余裕がない状況であるか否か。(法 5-* -3)
 - エ. 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるか否か。(条 5-* -1)
 - オ. 宿泊者がほかの宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたか否か。(条 5-* -2)

玄関帳場を代替設備で行う場合

善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)から(4)までの要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。

- (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。
- (2) 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。
- (3) 旅館・ホテル営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。
- (4) モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備(例えば管理棟)を設けることができること。
- (5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていないこと。
 - (ア) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定し

ているものであること。

(イ) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。

(ウ) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

代替設備を設ける場合は、許可施設にビデオカメラを設置し、宿泊者の出入りを確認できる必要があります。また、宿泊施設と代替設備とが通話できる設備も必要です。これは、宿泊者の持つスマートフォン等ではなく、宿泊施設専用の備付のものが必要となります。

玄関帳場等には従業員の常駐が必要です。これは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業ともに必要です。

ICT 機器などの設備を設ける場合

1. 宿泊者に緊急を要する事態等が発生した際に、宿泊者が施設従業者、警察・消防等に緊急通報するために、客室等に電話機等の通信手段を設置する必要があります。
2. 施設従業者等が宿泊者の顔、宿泊者名簿の正確な記載を画像により鮮明に確認するため、施設等にテレビ電話やタブレット端末を備え付けている必要があります。
3. 宿泊者が本人のみが客室等の鍵の開閉を行えるシステム（スマートロック等）を設置していることが必要です。
4. 宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況確認を鮮明な画像により常時確認することができるビデオカメラ等を設置していることが必要です。

出入状況の確認(ビデオカメラの設置)について

1. 宿泊客等の出入状況を常時確認するため、カメラを設置した位置から十分に出入りする者の顔が認識できる画質を有する設備が必要です。
2. カメラの画像を代替施設にて常時確認できる設備が必要です。
常時確認とは24時間常に画像を代替施設にて映し出すことができることです。
3. 施設内にある玄関帳場における出入確認と違い、カメラの画像情報のみのため、録画機能で補完する必要があります。
録画時間は1週間程度が望ましいですが、宿泊者の宿泊日数、従業員の勤務状況等を考えると48時間以上は必要です。
4. 録画画像は代替施設にて再生操作・確認できる必要があります。

リネン室(庫)について

1. 寝具類の収納設備(※)は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。(条7-6)
2. 寝台を置かない客室の場合、押入等の格納戸棚は原則として各室に設置し、それにより難しい場合は従業者の利用しやすい位置に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室(リネン室)等を設置すること。
3. 寝具を収納する押し入れその他保管室にあっては、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。
4. 寝具とは、寝台(木等による枠組構造のものをいう。)敷布団、掛け布団、毛布、敷布又はシーツ、枕、カバー(包布等)、寝衣(浴衣を含む)等仮眠若しくは睡眠又はこれらに類似する

行為において使用されるものを言う。

※設備とは、ある目的の達成のために必要なものを備え付けること。(広辞苑から抜粋)

浴室について

浴室について以下の措置を講じること。

1. 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴施設を有すること。(令 1-1-4)
2. 浴室(脱衣室を含む)の内部が、当該浴室の外から容易に見えるような人の性的好奇心をそそるおそれのある構造であってはならないこと。
3. 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。
4. 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。
5. 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
6. 洋式浴室の浴槽を設けるときは、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備とすること。(条 7-*7-ア)
利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造とは、利用者が自ら浴槽水を給湯及び排水できる構造であることをいう。
7. 和式浴室を設けるときは、十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること。(条 7-*7-ウ)
和式浴室とは、浴槽水を利用者ごとに取り替えないで使用する浴槽を付置した浴室をいう。
8. 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。(条 4-*8-ア)
9. 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより、換水すること。(条 4-*8-イ)
10. 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。(条 4-*8-ウ)
11. 共同用の浴室又はシャワー室を設けるときは、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。(条 7-*7-イ)

施設名称の掲示について

施設名称の掲示に関する考え方は以下のとおりです。

1. 営業施設には、公衆の見やすい場所に施設の名称を掲示すること。(条 6-*1)
2. 旅館業法における営業施設であることが認識できるものが必要です。大きさの目安は住宅宿泊事業法の届出標識程度の大きさです。

旅館業の維持管理

旅館業の営業者は、宿泊者の衛生に必要な措置を講じる必要があります。(法 4)

1. 管理・帳簿類
 - (1) 宿泊者名簿を備えること。(法 6-1)

ア. 必要な項目は **氏名、住所、職業、年齢、電話番号、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名**です。(法 6-1 規 6)

1. 日本国内に住所を持たない外国人宿泊者の場合は、その国籍及び旅券番号。また、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保管すること。(省 4 の 2-3-1)

(2) 宿泊者名簿は 3 年間保存すること。(省 4 の 2-1)

旅館業の施設又は営業者の事務所に備えておきます。(省 4 の 2-2)

宿泊者名簿が必要な理由

宿泊者名簿は、宿泊施設で感染症や食中毒等が発生したとき、その感染経路を調査するために規定されているものです。

なお、旅券番号等の記載については、本人確認の他、テロ対策の一環で規定されています。

2. 営業施設ごとに管理者を置くこと。(条 4-**-12)

管理者の要件・責務

管理者の資格は特に必要ありませんが、営業施設の衛生管理が適切に行われるようマニュアル等の作成や従業員に対する教育などの責任があります。

3. 客室にガス設備を設ける場合の措置

(1) 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。(条 4-**-7-ア)

(2) 元栓はそれぞれの客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ、開放しないこと。(条 4-**-7-イ)

4. 寝具など貸与品の措置

(1) 布団及び枕には清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。(条 4-**-5-ア)

(2) シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。(条 4-**-5-イ)

(3) 布団及び枕は、適当な方法により湿気を除くこと。(条 4-**-5-ウ)

(4) 布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

5. 施設全般について

(1) 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。(令 3-**-1)

ア. 人の性的好奇心をそそるおそれのある性具及び彫刻等を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。

(2) 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。(令 3-**-2)

ア. 色彩がけばけばしく、著しく奇異なネオン、広告設備等善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

6. 営業施設については、以下の換気措置を講ずること。(条 4-**-1)

(1) 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。

(2) 機械換気設備を有するときは、十分な運転を行うこと。

(3) 客室内の空気中の炭酸ガスは、0.15 パーセント以下とすること。換気のために設けら

れた開口部は常に開放しておくこと。

7. 営業施設の採光及び照明は、以下に掲げる照度を有するようにすること。(条 4-*2)
 - (1) 客室、応接室及び食堂 40ルクス以上
 - (2) 調理場及び配膳室配膳に用いる場所 50ルクス以上
 - (3) 廊下及び階段 常時20ルクス
(深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。)においては、10ルクス以上)
 - (4) 浴室、脱衣室、洗面所、便所等 20ルクス以上
8. 営業施設については、以下の防湿措置を講ずること。(条 4-*3)
 - (1) 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。
 - (2) 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。

営業者の遵守事項

営業者は、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。(条 6)

1. 営業施設には、公衆の見やすい場所に営業施設の名称を表示しておくこと。(条 6-*1)
2. 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。(条 6-*2)
3. 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。(条 6-*3)
4. 営業施設には、宿泊者の見やすい場所に宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。(条 6-*4)
5. 営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。(条 6-*5)

営業従事者名簿の記載事項(規 10)

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住所
- (4) 従事職種
- (5) 就業年月日

保健所の立ち入り検査

許可後は定期的に保健所職員が立ち入り、衛生的に管理されているかどうか、変更事項の有無等についてチェックを行います。

良好な衛生管理は、お客様に提供できるサービスの一つでもあります。